R2.6.17

資料２

企画調整Ｇ

**第８期市町村高齢者策定計画策定指針（以下「指針」）作成の方針について**

　指針作成の方針については、７期に実施した室内ＰＴで整理した以下の内容をベースに作成をおこなっていきたい。

**＜８期指針作成の方針（案）＞**

１．指針の構成

・必要的記載・任意的記載を明らかにし、記載の重複を整理するため、構成を簡素化し、

「Ⅰ計画策定の視点」

「Ⅱ策定作業を行うに当たっての留意事項」　の２部構成にする。

２．「Ⅰ計画策定の視点」の注意点

　・介護保険制度の現状の指摘

・国基本指針を踏まえる旨の指摘

・府独自の視点（「（１）人権の尊重　等」）を指摘

３．「Ⅱ策定作業を行うに当たって」の注意点

　・記載は箇条書きとし、必要最小限とする。

・国基本指針にしたがって項目を起こす。（以下、別紙「記載例」参照）

・国基本指針の項目内に府独自の視点・ポイントがある場合は特記する。

・国基本指針の枠に収まりきれない府独自の留意事項については、別途、項を起こす。

・府独自の留意事項を漏らさずに記載する。

・「やるべき」「望ましい」の書き分けを行う。

**＜各Gへの作業依頼事項＞**

・７期指針で記載した府独自項目に修正・削除がないか確認をお願いいたします。

・８期指針で追加すべき項目があればご教示ください。